

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和8年

奈良市議会3月定例会

令和7年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例の規定において、期末手当の額をより明確に規定する。</p> <p>(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）第6条</p> <p>(2) 教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）第5条</p> <p>(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第6条</p> <p>(4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第5条</p>
3 制定改廃の理由	<p>・特別職の職員等の期末手当の規定について、より明確化するよう所要の規定の整備を行うもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(次項において「基準日」という。)にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額(給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。)に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該市長等の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（次項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該教育長の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（次項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する監査委員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該監査委員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（次項において「基準日」という。）にそれぞれ在職する管理者に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額をいう。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該管理者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年人事院勧告（令和 7 年 8 月 7 日） ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 9 号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般職の職員の給料の引上げ及び一般職の職員に準じた特定任期付職員の給料の引上げを行う。（第 1 条による改正、第 3 条による改正） 2. 一般職の職員について勤勉手当及び期末手当の支給割合を改定し、特定任期付職員について期末手当の支給割合を改定するとともに一般職の職員に準じた勤勉手当を支給する。（第 1 条から第 4 条までによる改正） 3. 現行の初任給調整手当を第 1 種初任給調整手当とし、第 2 種初任給調整手当を新たに規定する。（第 2 条による改正） 4. 地域手当の率の変更を行う。（第 2 条による改正） 5. 通勤手当について（第 2 条による改正） <ol style="list-style-type: none"> (1) 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、新幹線鉄道等を利用して通勤する職員に対する通勤手当を規定する。 (2) 自動車等を使用して通勤し、駐車場等を使用している職員に対する通勤手当を規定する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員及び特定任期付職員の給料、期末手当等の改定を行うため。 		
5 施行期日	公布の日、令和 8 年 4 月 1 日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>6,100円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>9,150円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>6,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>9,600円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務1月につき、<u>23,500円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直手当として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>
<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>	<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>

現行	改正案
<p>者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

3～5 略

別表第1（第5条関係）

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	408,300	458,300	510,200
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	410,200	463,800	517,100
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	412,100	468,800	522,300
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	413,900	473,500	526,600
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	415,700	477,500	530,100
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	417,500	481,000	533,400
7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	419,300	484,000	536,400

3～5 略

別表第1（第5条関係）

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	420,700	471,900	525,300
2		196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	422,600	477,200	532,000
3		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	424,500	482,100	537,100
4		199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	426,300	486,700	541,300
5		200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	428,100	490,700	544,700
6		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	429,900	494,100	547,900
7		203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	431,700	497,000	550,800

現行										改正案									
8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>	<u>538,900</u>		8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>	<u>318,800</u>	<u>344,600</u>	<u>433,500</u>	<u>499,500</u>	<u>553,300</u>	
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>	<u>540,900</u>		9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>	<u>320,000</u>	<u>346,200</u>	<u>435,100</u>	<u>501,500</u>	<u>555,300</u>	
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>424,200</u>				10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>	<u>321,600</u>	<u>347,900</u>	<u>436,600</u>			
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>425,700</u>				11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,600</u>	<u>438,100</u>			
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>427,200</u>				12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>439,600</u>			
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>428,700</u>				13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>	<u>326,200</u>	<u>352,700</u>	<u>441,100</u>			
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>430,000</u>				14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>	<u>327,800</u>	<u>354,300</u>	<u>442,400</u>			
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>431,300</u>				15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>443,700</u>			
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>432,500</u>				16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>444,900</u>			
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>433,700</u>				17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>446,100</u>			
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>435,000</u>				18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>447,400</u>			
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>436,300</u>				19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>448,700</u>			
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>437,500</u>				20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>449,900</u>			
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>438,700</u>				21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>451,100</u>			
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>439,500</u>				22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>451,900</u>			
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>440,300</u>				23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>452,700</u>			
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>441,100</u>				24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>453,500</u>			
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>441,700</u>				25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>454,100</u>			
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>442,300</u>				26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>454,700</u>			
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>442,900</u>				27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>455,300</u>			
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>443,500</u>				28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>455,900</u>			

現行								改正案							
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>444,200</u>		29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>456,600</u>	
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>445,000</u>		30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>457,400</u>	
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>445,400</u>		31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>457,800</u>	
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>446,100</u>		32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>458,500</u>	
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>446,600</u>		33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>459,000</u>	
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>447,000</u>		34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>459,400</u>	
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>447,400</u>		35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>459,800</u>	
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>447,800</u>		36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>460,200</u>	
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>448,200</u>		37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>460,600</u>	
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>448,600</u>		38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>460,900</u>	
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>449,000</u>		39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>461,200</u>	
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>449,300</u>		40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>461,500</u>	
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>449,600</u>		41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>461,800</u>	
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>450,000</u>		42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>462,100</u>	
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>450,300</u>		43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>462,400</u>	
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>450,600</u>		44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>462,700</u>	
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>450,900</u>		45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>463,000</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>			46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>		
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>			47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>		
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>			48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>		
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>			49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>		
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>			50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>		

現行							改正案													
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500					51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200					52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600					53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200					54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800					55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300					56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700					57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300					58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900					59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400					60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800					61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300					62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800					63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400					64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700					65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600					
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100					66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000					
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500					67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300					
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900					68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700					
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200					69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000					
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500					70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300					
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800					71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600					
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000					72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800					

現行							改正案						
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>		73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>		75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>				86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>			
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>				87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>			
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>				88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>			
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>				89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>			
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>				90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>			
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>				91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>			
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>				92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>			
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>				93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>			

現行										改正案									
		94	<u>299,400</u>	<u>348,800</u>								94	<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					
		95	<u>299,700</u>	<u>349,200</u>								95	<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					
		96	<u>300,100</u>	<u>349,500</u>								96	<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					
		97	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>								97	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>					
		98	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>								98	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>					
		99	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>								99	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>					
		100	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>								100	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>					
		101	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>								101	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>					
		102	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>								102	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>					
		103	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>								103	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>					
		104	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>								104	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>					
		105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>								105	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>					
		106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>								106	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>					
		107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>								107	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>					
		108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>								108	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>					
		109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>								109	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>					
		110	<u>304,200</u>									110	<u>312,600</u>						
		111	<u>304,600</u>									111	<u>313,000</u>						
		112	<u>304,900</u>									112	<u>313,300</u>						
		113	<u>305,100</u>									113	<u>313,500</u>						
		114	<u>305,300</u>									114	<u>313,700</u>						
		115	<u>305,600</u>									115	<u>314,000</u>						

現行										改正案												
		116		<u>306,000</u>								116		<u>314,400</u>								
		117		<u>306,200</u>								117		<u>314,600</u>								
		118		<u>306,400</u>								118		<u>314,800</u>								
		119		<u>306,700</u>								119		<u>315,100</u>								
		120		<u>307,000</u>								120		<u>315,400</u>								
		121		<u>307,400</u>								121		<u>315,700</u>								
		122		<u>307,600</u>								122		<u>315,900</u>								
		123		<u>307,900</u>								123		<u>316,200</u>								
		124		<u>308,200</u>								124		<u>316,500</u>								
		125		<u>308,500</u>								125		<u>316,800</u>								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			基準給 料月額		定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額														
			円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円	円
			<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>	<u>448,000</u>				<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>	<u>462,400</u>	

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(給与の実施)</p>	<p>(給与の実施)</p>
<p>第2条 この条例で給与とは、給料、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。</p>	<p>第2条 この条例で給与とは、給料、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p>	<p>2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p>
<p>第11条 採用による欠員補充が特別の事情により困難である職に新たに採用された職員には、初任給調整手当_____を支給することができる。</p>	<p>第11条 採用による欠員補充が特別の事情により困難である職に新たに採用された職員には、第1種初任給調整手当を支給することができる。</p>
<p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当_____を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当_____を支給することができる。</p>	<p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給することができる。</p>
<p>3 前2項の規定により初任給調整手当_____を支給される職員の範囲、初任給調整手当_____の支給期間及び支給額その他初任給調整手当_____の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p>
	<p>第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第16条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p>

現行	改正案
<p>(地域手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため次に掲げる交通用具</p> <p>(以下この条において「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号</p>	<p>(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「<u>特定額</u>」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額(次項において「<u>基準額</u>」という。)を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの</p> <p>(以下この条において「<u>自動車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号</p>

現行	改正案
<p>に掲げる職員を除く。)</p> <p><u>ア 自動車（自動二輪車を除く。）</u></p> <p><u>イ 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車</u></p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>同号アに掲げる交通用具を使用する職員にあつては30,000円を、同号イに掲げる交通用具を使用する職員にあつては10,500円をそれぞれ超えない範囲内において</u>市長が規則で定める額（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道</u></p>	<p>に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて</u></p> <p>市長が規則で定める額（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 <u>勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は</u></p>

現行	改正案
<p>等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この項及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に定める額とする。</p>	<p>第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</p>	<p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）</p>
<p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p>	<p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手</p>

現行	改正案
<p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が_____15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項_____の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間に月数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月_____</p>	<p>当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</p> <p>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間に月数を乗じて得た額とする。</p> <p>7 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつては、その翌月）</p>
<p>の市長が規則で定める日に支給する。</p>	<p>の市長が規則で定める日に支給する。</p>
<p>6 略</p>	<p>8 略</p>
<p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自転車等_____に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p> <p>（期末手当）</p>	<p>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p> <p>（期末手当）</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に</p>

現行	改正案
<p>応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 392,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">492,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">555,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">634,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">740,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第24条第2項及び第25条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」 _____と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」 _____とする。</p>	号給	給料月額	1	円 392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 405,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">455,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">508,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">574,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">655,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">765,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第24条第2項及び第25条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000
号給	給料月額																												
1	円 392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
6	740,000																												
号給	給料月額																												
1	円 405,000																												
2	455,000																												
3	508,000																												
4	574,000																												
5	655,000																												
6	765,000																												

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第24条第2項及び第25条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第25条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第24条第2項及び第25条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第25条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年人事院勧告（令和7年8月7日） ・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年奈良市条例第 号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 給料表の改定（別表第1関係） 会計年度任用職員について、常勤職員に準じた給与の引上げを行う。</p> <p>2. 宿日直手当の支給額の改定（第23条関係） 会計年度任用職員の宿日直手当について、常勤職員の宿日直手当に係る支給額の改定に準じて、宿日直勤務に係る報酬額の引上げを行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料及び宿日直手当の支給額の改定を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
<p>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、<u>6,100円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、<u>9,150円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず勤務1箇月につき、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>				<p>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、<u>6,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、<u>9,600円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>2 常直的な宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず勤務1箇月につき、<u>23,500円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>			
給料表				給料表			
職務 の級	1 級	2 級	3 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円		円	円	円
1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>
2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>
3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>
4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>
5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>280,300</u>
6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>281,300</u>
7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>282,200</u>
8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>

現行				改正案			
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>

現行				改正案			
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>

現行				改正案			
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>	86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>	87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>	88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>	89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>

現行				改正案			
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>	90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>	91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>	92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>	93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>	94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>	95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>	96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>	97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>	98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>	99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>	100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>	101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>	103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>	104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>	105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>	106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>	107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>
108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>	108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>
109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>	109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>
110		<u>304,200</u>		110		<u>312,600</u>	
111		<u>304,600</u>		111		<u>313,000</u>	
112		<u>304,900</u>		112		<u>313,300</u>	
113		<u>305,100</u>		113		<u>313,500</u>	
114		<u>305,300</u>		114		<u>313,700</u>	
115		<u>305,600</u>		115		<u>314,000</u>	
116		<u>306,000</u>		116		<u>314,400</u>	

現行				改正案			
117		<u>306,200</u>		117		<u>314,600</u>	
118		<u>306,400</u>		118		<u>314,800</u>	
119		<u>306,700</u>		119		<u>315,100</u>	
120		<u>307,000</u>		120		<u>315,400</u>	
121		<u>307,400</u>		121		<u>315,700</u>	
122		<u>307,600</u>		122		<u>315,900</u>	
123		<u>307,900</u>		123		<u>316,200</u>	
124		<u>308,200</u>		124		<u>316,500</u>	
125		<u>308,500</u>		125		<u>316,800</u>	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号） ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について（令和7年11月12日付消防予第444号消防庁次長通知） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生するおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準に、簡易サウナ設備に係る規定を設ける。（第8条の2関係） 2. 簡易サウナ設備に係る規定を新設することから、サウナ設備と規定されている文言を一般サウナ設備に改める。（第8条の3、第56条関係） 3. 火災に関する警報の発令中における屋内での火の使用の制限に係る規定を削る。（第30条関係） 4. 住宅における火災の予防の推進のための施策として、感震ブレーカーの普及の推進を加える。（第30条の7関係） 5. 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出について、廃止する場合だけでなく、変更する場合にも届出を要することとする。（第58条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の浴場等に設置される固定式サウナとは異なる簡易サウナを設置する事例が全国で増加していることから、簡易サウナの放熱設備に係る基準を見直す省令改正が行われたことに準じ、本市においても同様の改正を行うもの。 ・指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出について、変更する場合にも届出を要することとし、事務の適正化を図るもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 予防課

奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>薪</u>、石炭その他の固体燃料（以下「固体燃料」という。）を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、附属するたき殻入れ、灰捨場及び燃料置場については、次によること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(17)～(23) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(乾燥設備)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>薪</u>、石炭その他の固体燃料（以下「固体燃料」という。）を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、附属するたき殻入れ、灰捨場及び燃料置場については、次によること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(17)～(23) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(乾燥設備)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p>第8条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した</u></p>

現行	改正案
<p>(サウナ設備)</p>	<p>際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第15号まで及び第18号から第22号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p>
<p>第8条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。） _____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サウナ設備_____の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備_____の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第14号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>	<p>第8条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第14号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>
<p>第30条 火災に関する警報 _____ _____が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>第30条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。) _____が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>
<p>第30条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通</p>	<p>第30条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通</p>

現行	改正案
<p>報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第56条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) 略</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを_____廃止する場合について準用する。</p>	<p>報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第56条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) 略</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを<u>変更及び</u>廃止する場合について準用する。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業給水条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）（国水水第29号令和7年4月22日付国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知） ・「標準下水道条例について」の改正について（国水企第6号令和7年4月22日付国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部改正（第1条による改正） 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について、ただし書を加える。</p> <p>2. 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部改正（第2条による改正） 災害その他非常の場合における排水設備工事の施行について、ただし書を加える。</p> <p>3. 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部改正（第3条による改正） 災害その他非常の場合においては、奈良市下水道条例第7条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定を適用する。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・令和6年に発生した能登半島地震では、指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店（以下「事業者等」という。）自身も被災したことにより、工事を行うことができる事業者等が不足し、上下水道の復旧が遅れたことを踏まえ、災害その他非常の場合における事業者等の確保を図るため、所要の規定の整備を行う。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 経営部 給排水課

奈良市水道事業給水条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

奈良市下水道条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(排水設備の工事の実施等)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、当該工事について技能を有すると管理者が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。</p> <p>2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、当該設計等について技能を有すると管理者が認定し、かつ、登録をした者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）でなければ行わせてはならない。</p>	<p>(排水設備の工事の実施等)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、当該工事について技能を有すると管理者が指定した者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、当該設計等について技能を有すると管理者が認定し、かつ、登録をした者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）でなければ行わせてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の地方公共団体の長から排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理を行うことができる旨の認定その他これに類するものを受けた者は、当該設計等を行うことができるものとする。</u></p>

奈良市農業集落排水処理施設条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(排水設備の工事の実施等)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第7条第1項に規定する排水設備指定工事店（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。</p> <p>2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、奈良市下水道条例第7条第2項に規定する排水設備工事責任技術者でなければ行わせてはならない。</p>	<p>(排水設備の工事の実施等)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第7条第1項に規定する排水設備指定工事店（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合においては、同項ただし書の規定を適用する。</u></p> <p>2 排水設備指定工事店は、排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理については、奈良市下水道条例第7条第2項に規定する排水設備工事責任技術者でなければ行わせてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合においては、同項ただし書の規定を適用する。</u></p>

令和 8 年度関係

条例制定改廃調書

1 名 称	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号） ・ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）第2条による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例の規定において、左記の改正に伴う引用条文の整理を行う。</p> <p>(1) 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年奈良市条例第6号）第1条、第2条（第1条による改正）</p> <p>(2) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）第6条（第2条による改正）</p> <p>(3) 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）第6条（第2条による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律及び政令の改正に伴い、本市の条例の規定に条項ずれが起こることから、引用条文の整理を行う必要が生じたため。 		
5 施行期日	令和8年9月24日	所管部課	総務部 法務ガバナンス課、健康医療部 医療政策課、企業局 経営部 企業総務課

奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の免責額)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">略</div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の免責額)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">略</div>

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市自殺対策地域協議会を新設する。（別表関係）</p> <p>2. 奈良市精神保健福祉連絡協議会の担任する事務から自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務を削るほか、所要の規定の整備を行う。（別表関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・自殺対策の推進を強化するため、専門的な知見を有する関係者と審議を行う新たな附属機関として奈良市自殺対策地域協議会を設置するとともに、現行の奈良市精神保健福祉連絡協議会の担任する事務から自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務を削るほか、所要の規定の整備を行う。</p>		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	健康医療部 保健所 保健予防課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉活動事業及び自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務		奈良市精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉活動事業_____に関する重要事項についての審議_____に関する事務
	略	略		奈良市自殺対策地域協議会	自殺対策に関する重要事項についての審議に関する事務
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政手続条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第44条による行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正 ・行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号） 	4 制定改廃の概要	1. 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う公示送達について、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置の要件を規定し、その具体的な措置の方法については規則に委任する旨を規定する。（第15条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法改正により、不利益処分をする場合に必要な手続である聴聞及び弁明の機会の付与を行う際、公示送達によって意見陳述のための手続の通知をする場合はインターネットによる公表が前提となる。これを踏まえ、行政手続条例についても所要の規定の整備を行う。 		
5 施行期日	令和8年5月21日	所管部課	総務部 法務ガバナンス課

奈良市行政手続条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____によって 行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(続行期日の指定)</p>

現行	改正案
<p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u> _____日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p>	<p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「_____とき」とあるのは「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した</u>日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p>
<p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u> _____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u> _____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中</u>「第1項第3号及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）第3条によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）第1条による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る高さ等の特例許可申請手数料を追加する。（別表関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率等の特例許可申請手数料</p> <p style="padding-left: 40px;">1件につき 160,000円</p> <p>2. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項が同条第13項に条項ずれしたことに伴い、引用条文の整理を行う。（別表関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法改正に伴い、マンションの建替え又は更新に係る高さ等の特例許可申請に関する手数料を設けるほか、引用条文の整理等を行うもの。 		
5 施行期日	令和8年4月1日、令和8年5月1日	所管部課	都市整備部 建築指導課、健康医療部 保健所 保健衛生課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
76の 20	要除却認定マ ンションの建 替えに係る容 積率の特例許 可申請手数料	マンションの建替え等の円滑化 に関する法律（平成14年法律第 78号）第105条第1項の規定 に基づく要除却認定マンション の建替えにより新たに建築さ れるマンションに係る容積率 の特例の許可の申請 に対する審査	1件につき 160,000円	76の 20	要除却等認定 マンションの 建替え又は更 新に係る容積 率等の特例許 可申請手数料	マンションの再生等の円滑化に 関する法律（平成14年法律第 78号）第163条の59第1項の規定 に基づく要除却等認定マンショ ンの建替えにより新たに建築さ れるマンション又は更新される マンションに係る容積率又は各 部分の高さの特例の許可の申請 に対する審査	1件につき 160,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
107 の8	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更承認申 請手数料	医薬品医療機器等法第14条第15 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認事項の 一部変更の承認の申請に対する 審査	略	107 の8	薬局製造販売 医薬品製造販 売承認事項一 部変更承認申 請手数料	医薬品医療機器等法第14条第13 項の規定に基づく薬局製造販売 医薬品の製造販売の承認事項の 一部変更の承認の申請に対する 審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第343号） ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の実施根拠について（第7条関係） 事業の実施根拠を奈良市乳児等通園支援事業の実施に関する規則から児童福祉法第34条の15第1項に改正する。 2. 事業の利用料について（第7条関係） 利用料を徴収する者に扶養義務者を追加するとともに、限度額を1時間当たり300円とする規定を追加する。 3. 事業の利用料の減免及び不還付に関する規定を追加する。（第10条、第11条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法改正に基づき、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施根拠を改めるため。 ・事業の利用料の限度額を定めるとともに、減免及び不還付の規定を設けるほか、所要の文言整理を行うため。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども給付課

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(乳児等通園支援事業)</u></p> <p>第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、<u>規則</u>に定めるところにより実施する乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児（<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定するものをいう。</u>）の<u>保護者から</u>規則に定める乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。 （利用者負担額の不還付）</p> <p>第9条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 略</p>	<p><u>(乳児等通園支援事業の利用料)</u></p> <p>第7条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項に定めるところにより実施する乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児（同法</u> <u>第6条の3第23項に規定するものをいう。）の乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者から1時間当たり300円を限度として規則に定める</u>乳児等通園支援事業の利用料を徴収する。 （利用者負担額の不還付）</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料の減免)</u></p> <p>第10条 市長は、特に必要と認めるときは、<u>第7条の規定により徴収すべき乳児等通園支援事業の利用料を減免することができる。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料の不還付)</u></p> <p>第11条 <u>第7条の規定により徴収した乳児等通園支援事業の利用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第12条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号） ・国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）第1条による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 子ども・子育て支援納付金に係る項目等を追加する。（第8条の2、第8条の3、第12条の13から第12条の17まで、第16条から第16条の3まで、第16条の5関係）</p> <p>2. 保険料の賦課限度額について（第12条の6、第12条の6の10、第12条の17、第16条関係） 基礎賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるとともに、子ども・子育て支援賦課限度額を3万円とする。</p> <p>3. 保険料の軽減判定所得の引上げについて（第16条関係） 保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる額を引き上げる。 (1) 5割軽減の対象となる場合 改正前 30万5千円 改正後 31万円 (2) 2割軽減の対象となる場合 改正前 56万円 改正後 57万円</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請に関する項目を削除する。（附則第14項から第19項まで関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法律及び政令の改正に伴い、保険料の賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加するため所要の規定の整備を行うとともに、保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額並びに均等割額・平等割額の軽減判定所得を引き上げるもの。 ・申請期限の到来により、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請に関する項目を削除するもの。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第8条の2 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第8条の2 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p>

現行	改正案
<p>第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</p>	<p>第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）<u>並びに子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</p>
<p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>_____の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>	<p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

現行	改正案
<p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金 <u> </u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の<u>額</u></p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) 略 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>2・3 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の10 第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県</p>	<p>(2)・(3) 略 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第12条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>2・3 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の10 第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県</p>

現行	改正案
	<p><u>額の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>(3) <u>当該年度における第21条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p>第12条の14 <u>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p>第12条の15 <u>前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第12条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p>第12条の16 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>	<p>(1) <u>所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第12条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割 第12条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>2 <u>前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p>第12条の17 <u>第12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</u></p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>

現行	改正案
<p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第9条若しくは第12条の6の3 _____の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第12条の8の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の3第1項（同条第3項 _____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項 _____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項 _____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定 _____は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>	<p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第9条若しくは第12条の6の3若しくは第12条の14の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第12条の8の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第16条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項 _____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号 _____（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>

現行	改正案
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条若しくは第12条の6の3の額若しくは第12条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の3第1項に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の6の3、第12条の8若しくは第12条の14の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第16条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第16条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>
<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項</p>	<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項</p>

現行	改正案
<p>に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者</p>	<p>に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者</p>

現行	改正案
<p>を除く。)の数の合計数(次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>31万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>57万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その</p>

現行	改正案
<p>発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
2 略	2 略
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>
	<p>5 <u>次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る</u></p>

現行	改正案
	<p><u>保険料の納付義務者</u> <u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>ア</u> <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ</u> <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</u></p> <p><u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>ア</u> <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ</u> <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者</u></p>

現行	改正案
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所</p>	<p><u>均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</u> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第12条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第12条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額(第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所</p>

現行	改正案
<p>属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項及び前条第1項</p> <p>の規定</p> <p>の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第4項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2・3 略</p>	<p>属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項、<u>第12条の6の4、第12条の9及び第12条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）</u>及び同条第5項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第5項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の16」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の16第3項」と</u></p>

現行	改正案
<p>4・5 略</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と</u></p>	<p><u>読み替えるものとする。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「第12条」とあるのは「第12条の16」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の16第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする（<u>第5項に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則<u>第32条の10の2</u>で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする（<u>第6項に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則<u>第32条の10の3</u>で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月</p>

現行	改正案
<p>までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p>	<p>までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第12条の14」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>3万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の16」と読み替えるものとする。</p> <p>6 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p>

現行	改正案
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
6 略	7 略
7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、 <u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と</u>	8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、 <u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と</u> 、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と</u>	9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第12条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と</u> 、第7項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。
_____ <u>、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</u>	10 <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第12条の14」と、「66万円」とあるのは「3万円」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と</u> 、第7項中「第12条」とあるのは「第12条の16」と読み替えるものとする。 <u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u> 第16条の5 <u>当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある</u>

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>14 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(その日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日につい</p>	<p>場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p> <p>2 第12条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 略</p>

現行	改正案
<p><u>て、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>15 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>16 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p>17 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第15項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>18 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p>	

現行	改正案
19 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 4 2 0 号） ・ 介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について（令和 8 年 1 月 9 日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例として、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者について、給与等の収入金額の区分（5 5 万千円以上 6 5 万千円未満、6 5 万千円以上 1 6 1 万 9 千円未満、1 6 1 万 9 千円以上 1 9 0 万円未満）ごとに加算する金額等の算定方法を規定する。（附則第 8 条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ 令和 7 年度税制改正に伴い、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたため、給与所得者の課税上の取扱いが変更され、所得金額の計算に影響を与えることとなった。この結果、令和 8 年度分の保険料算定において合計所得金額や市町村民税の課税状況が変動し、第 1 号被保険者の標準段階の移動が生じるおそれがあることから、当該影響を平準化するために上記の政令改正が行われた。国が示す趣旨に沿って、当面の過渡期対応として改正前の合計所得金額の算定方法を適用する特例を条例で明確化するため。</p>		<p>2. 令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例として、第 1 号被保険者並びに第 1 号被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る市町村民税の課税の有無の判定に関する規定を設ける。（附則第 9 条関係）</p> <p>3. 令和 8 年度分の保険料の減免の特例に関する規定を設ける。（附則第 1 0 条関係）</p>
5 施行期日	令和 8 年 4 月 1 日	所管部課	福祉部 介護福祉課

奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第7条 略</p>	<p>附 則 (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第7条 略 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> 第8条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に</p>

現行	改正案
	<p>ついては、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。))」とする。</p> <p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれて</p>

現行	改正案
	<p>いる者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の</p>

現行	改正案
	<p><u>世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年</u></p>

現行	改正案
	<p><u>度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(令和8年度分の保険料の減免の特例)</u></p> <p><u>第10条 市長は、令和8年度分の保険料について、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例															
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. プリペイドカードの発行について規定する文言を削る。(第5条関係)</p> <p>2. 高の原第四自転車駐車場の一時使用料の額を変更する。(別表関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">改正前</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>100円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td rowspan="4">150円</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>小型自動二輪車</td> <td rowspan="3">300円</td> </tr> <tr> <td>中型自動二輪車</td> </tr> <tr> <td>大型自動二輪車</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	自転車	100円	120円	原動機付自転車	150円	220円	小型自動二輪車	300円	中型自動二輪車	大型自動二輪車
	改正前	改正後														
自転車	100円	120円														
原動機付自転車	150円	220円														
小型自動二輪車		300円														
中型自動二輪車																
大型自動二輪車																
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が設置する4箇所の自転車駐車場のうち、高の原第四自転車駐車場において機械式ゲートの設置、一時使用料の変更等の整備を行うことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。 															
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	環境部 環境政策課													

奈良市自転車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案																			
<p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、規則で定めるところにより、使用料の10パーセント以内の割引をした額をもつて回数駐車券及びプリペイドカード（使用料の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額に应ずる対価を得て発行する証票であつて未使用残高が当該方法により記録されるものをいう。）を発行することができる。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第8条 利用者は、駐車場で次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 奈良市高の原第四自転車駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用の区分</th> <th style="text-align: center;">一時使用料 (1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td rowspan="4" style="text-align: right; vertical-align: middle;">150円</td> </tr> <tr> <td>小型自動二輪車</td> </tr> <tr> <td>中型自動二輪車</td> </tr> <tr> <td>大型自動二輪車</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	利用の区分	一時使用料 (1回につき)	自転車	100円	原動機付自転車	150円	小型自動二輪車	中型自動二輪車	大型自動二輪車	<p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、規則で定めるところにより、使用料の10パーセント以内の割引をした額をもつて回数駐車券_____を發行することができる。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第8条 利用者は、駐車場で次に_____掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 奈良市高の原第四自転車駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用の区分</th> <th style="text-align: center;">一時使用料 (1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td style="text-align: right;">120円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>小型自動二輪車</td> <td rowspan="3" style="text-align: right; vertical-align: middle;">300円</td> </tr> <tr> <td>中型自動二輪車</td> </tr> <tr> <td>大型自動二輪車</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	利用の区分	一時使用料 (1回につき)	自転車	120円	原動機付自転車	220円	小型自動二輪車	300円	中型自動二輪車	大型自動二輪車
利用の区分	一時使用料 (1回につき)																			
自転車	100円																			
原動機付自転車	150円																			
小型自動二輪車																				
中型自動二輪車																				
大型自動二輪車																				
利用の区分	一時使用料 (1回につき)																			
自転車	120円																			
原動機付自転車	220円																			
小型自動二輪車	300円																			
中型自動二輪車																				
大型自動二輪車																				

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第444号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の一部改正（第1条による改正） 道路占用料の額の引上げを行う。（別表関係）</p> <p>2. 奈良市準用河川管理条例（平成12年奈良市条例第7号）の一部改正（第2条による改正） 準用河川における土地占用料の額の引上げを行う。（別表関係）</p> <p>3. 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部改正（第3条による改正） 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。）の占用料の額の引上げを行う。（第5条関係）</p> <p>4. 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部改正（第4条による改正） 都市公園を占有する場合の使用料の額の引上げを行う。（別表関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の政令改正で、道路法施行令（昭和27年政令第479号）別表に規定する占用料の額が、固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の動向等を考慮して改定されたことから、これに準拠し、同令に定める額と均衡を失わないよう、道路占用料等について所要の改正を行う必要があるため。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課、都市整備部 公園緑地課

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	800円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	940円
	第二種電柱	1年	1,200円		第二種電柱	1年	1,400円
	第三種電柱		1,700円		第三種電柱		2,000円
	第一種電話柱		710円		第一種電話柱		840円
	第二種電話柱		1,100円		第二種電話柱		1,300円
	第三種電話柱		1,600円		第三種電話柱		1,800円
	その他の柱類		71円		その他の柱類		84円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき		7円		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円		地下に設ける電線その他の線類	1年	5円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700円		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	820円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	430円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	500円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,700円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円		郵便差出箱及び信書便差出箱		710円
	広告塔	表示面積1	4,800円		広告塔	表示面積1	5,400円

現行				改正案			
		平方メートルにつき1年				平方メートルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>30円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>35円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>43円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>50円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>64円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>76円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>86円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>130円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>170円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>300円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>350円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>430円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>860円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000円</u>
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲		占用面積1		<u>1,400円</u>		法第32条第1項第3号及び第4号に掲

現行				改正案					
掲げる施設 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			2,400円	上空に設ける通路			2,700円	
	地下に設ける通路			1,500円	地下に設ける通路			1,600円	
その他のもの			1,400円	その他のもの			1,700円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	54円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	540円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円

現行				改正案					
	標識		1本につき 1年	<u>1,100円</u>		標識	1本につき 1年	<u>1,300円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき 1日	<u>48円</u>		旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき 1日	<u>54円</u>
			その他のも の	1本につき 1月	<u>480円</u>				その他のも の
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>48円</u>		幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>54円</u>
			その他のも の	その面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>480円</u>				その他のも の
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1月	<u>4,800円</u>		アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1月	<u>5,400円</u>
			その他のも の		<u>2,400円</u>				その他のも の
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>480円</u>		令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>540円</u>
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			<u>140円</u>		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			<u>170円</u>

現行				改正案					
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額		トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額					
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額					Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額					Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額		令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額	その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額		
備考略				備考略					

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行					改正案				
別表 (第5条関係)					別表 (第5条関係)				
1 流水・土地占用料					1 流水・土地占用料				
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円		流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	800円	組立鉄柱又は	土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	940円	組立鉄柱又は
	第二種電柱	1本 1年につき	1,200円	H柱は2本と		第二種電柱	1本 1年につき	1,400円	H柱は2本と
	第三種電柱	1本 1年につき	1,700円	みなす。		第三種電柱	1本 1年につき	2,000円	みなす。
	第一種電話柱	1本 1年につき	710円	組立鉄柱又は		第一種電話柱	1本 1年につき	840円	組立鉄柱又は
	第二種電話柱	1本 1年につき	1,100円	H柱は2本と		第二種電話柱	1本 1年につき	1,300円	H柱は2本と
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,600円	みなす。		第三種電話柱	1本 1年につき	1,800円	みなす。
	公衆電話所	1個 1年につき	1,400円			公衆電話所	1個 1年につき	1,700円	
	埋設又	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	170円			埋設又	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき
	外径が40センチメートル以上70センチメ	1メートル 1年につき	300円			外径が40センチメ	1メートル 1年につき	350円	

現行			
架設管類	は	一メートル未満のもの	
	架	外径が70センチメー	1メートル
	設	トル以上100センチメ	1年につき
	管	一メートル未満のもの	
	類	外径が100センチメー	1メートル
	類	トル以上のもの	1年につき
仮設建築物	1平方メー	140円	露店、工
	トル		事用建
	1月につき		築物そ
			の他こ
			れに類
			するも
			の
通路橋、通路	1平方メー	1,390円	
	トル		
	1年につき		
その他前各項により難い	1平方メー	2,800円	
工作物	トル		
	1年につき		
原形のままの占用	1平方メー	140円	農耕地、
	トル		採草地
	1年につき		等
養魚	1平方メー	380円	
	トル		
	1年につき		

備考

改正案			
架設管類	は	一メートル未満のもの	
	架	外径が70センチメー	1メートル
	設	トル以上100センチメ	1年につき
	管	一メートル未満のもの	
	類	外径が100センチメー	1メートル
	類	トル以上のもの	1年につき
仮設建築物	1平方メー	170円	露店、工
	トル		事用建
	1月につき		築物そ
			の他こ
			れに類
			するも
			の
通路橋、通路	1平方メー	1,640円	
	トル		
	1年につき		
その他前各項により難い	1平方メー	3,400円	
工作物	トル		
	1年につき		
原形のままの占用	1平方メー	170円	農耕地、
	トル		採草地
	1年につき		等
養魚	1平方メー	450円	
	トル		
	1年につき		

備考

現行	改正案
略 2 略	略 2 略

奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(占有料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占有料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路橋及び通路(道路の占有に係るものを除く。) 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,390円</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(占有料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占有料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通路橋及び通路(道路の占有に係るものを除く。) 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,640円</u></p> <p>3～6 略</p>

奈良市都市公園条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行					改正案				
別表 (第9条関係)					別表 (第9条関係)				
1 略					1 略				
2 都市公園を占用する場合					2 都市公園を占用する場合				
占用物件		単位	期間	金額	占用物件		単位	期間	金額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	800円	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本	1年	940円
	第二種電柱			1,200円		第二種電柱			1,400円
	第三種電柱			1,700円		第三種電柱			2,000円
	第一種電話柱			710円		第一種電話柱			840円
	第二種電話柱			1,100円		第二種電話柱			1,300円
	第三種電話柱			1,600円		第三種電話柱			1,800円
	その他の柱類			71円		その他の柱類			84円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	8円
	地下に設ける電線その他の線類			4円		地下に設ける電線その他の線類			5円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	700円		地表に設ける変圧器	1個	1年	820円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	430円		地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	500円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,400円		簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,700円
変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,400円	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,700円		
水道管、下水道管、ガ	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	30円	水道管、下水道管、ガ	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	35円

現行				改正案					
ス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>43円</u>	ス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>50円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>64円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>76円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>86円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>130円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>150円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>170円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>200円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>300円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>350円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>430円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>500円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>860円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>1,000円</u>
	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	<u>1,400円</u>		通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	<u>1,700円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	<u>600円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	<u>710円</u>		
公衆電話所			<u>1,400円</u>	公衆電話所			<u>1,700円</u>		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	<u>480円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	<u>540円</u>		
標識	1本	1年	<u>1,100円</u>	標識	1本	1年	<u>1,300円</u>		
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	<u>1,400円</u>	防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	<u>1,700円</u>		

現行				改正案			
	トル				トル		
工事用板囲、足場、詰所その他の工 事用施設	1 平方メー トル	1 月	480円	工事用板囲、足場、詰所その他の工 事用施設	1 平方メー トル	1 月	540円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料 の置場				土石、竹木、瓦その他の工事用材料 の置場			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額			その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		
備考 略 3 略				備考 略 3 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市公民館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 田原公民館横田分館を廃止する。(第2条関係)</p> <p>2. その他所要の規定の整備を行う。(第11条、第12条関係)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・地域の拠点施設の整備の見直しに伴い、田原公民館横田分館を廃止するため。</p>		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	教育部 地域教育課

奈良市公民館条例 新旧対照表

現行	改正案																						
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="159 443 1061 738"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>南部公民館東九条分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>田原公民館横田分館</td> <td>奈良市横田町336番地の1</td> </tr> <tr> <td>田原公民館水間分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 公民館及び分館を利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第12条 公民館及び分館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	名称	位置	略	略	南部公民館東九条分館	略	田原公民館横田分館	奈良市横田町336番地の1	田原公民館水間分館	略	略	略	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 443 2069 738"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>南部公民館東九条分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>田原公民館水間分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 公民館及び分館を利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第12条 公民館及び分館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	名称	位置	略	略	南部公民館東九条分館	略	田原公民館水間分館	略	略	略
名称	位置																						
略	略																						
南部公民館東九条分館	略																						
田原公民館横田分館	奈良市横田町336番地の1																						
田原公民館水間分館	略																						
略	略																						
名称	位置																						
略	略																						
南部公民館東九条分館	略																						
田原公民館水間分館	略																						
略	略																						

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 授業料等について、再試験料及び再実習料を追加する。(第4条、第5条関係)</p> <p>再試験料 1回につき3,000円</p> <p>再実習料 1日につき5,000円</p>
3 制定改廃の理由	<p>・看護専門学校において学生の学習意欲を高め、再試験及び再実習の発生を抑制することで医療教育の質の向上を図るため、再試験料及び再実習料を設定する。</p>		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(授業料等)</p> <p>第4条 学校の授業料、入学料及び入学考査料 (以下「授業料等」という。) は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(授業料等)</p> <p>第4条 学校の授業料、入学料、<u>入学考査料、再試験料及び再実習料</u> (以下「授業料等」という。) は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>再試験料</u> 1回につき3,000円</p> <p>(5) <u>再実習料</u> 1日につき5,000円</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>再試験料は、再試験願を提出した後、再試験の日までに納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>再実習料は、再実習願を提出した後、再実習の日までに納付しなければならない。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号） 	4 制定改廃の概要	1. 現行の初任給調整手当を第1種初任給調整手当とし、第2種初任給調整手当に係る規定を整備する。（第2条、第3条の2、第3条の3関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 上記の法改正により、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当として第2種初任給調整手当が創設されたことから、企業職員についても同手当を支給するため所要の規定の整備を行うもの。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当_____、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第3条の2 採用による欠員補充が特別の事情により困難である職に新たに採用された職員には、<u>初任給調整手当_____</u>を支給することができる。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当_____</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当_____</u>を支給することができる。</p> <p>3 前2項の規定による<u>初任給調整手当_____</u>の支給に関し必要な事項は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当<u>(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)</u>、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第3条の2 採用による欠員補充が特別の事情により困難である職に新たに採用された職員には、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給することができる。</p> <p>3 前2項の規定による<u>第1種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める。</p> <p>第3条の3 <u>新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される第3条第2項の給料額及び第5条の2の地域手当の額の合計額に基づき管理者が定める額が、その在籍する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものには、採用の日から管理者が定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 企業職員給与条例第3条の2 _____、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 企業職員給与条例第3条の2、<u>第3条の3</u>、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>